

## プロポーザルに係る手続き開始の公告

次のとおりプロポーザルを実施するので公告する。

令和6年4月17日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 公募型プロポーザルの名称  
中央児童相談所一時保護所改築基本設計プロポーザル

2 主催者  
鹿児島県

3 目的

中央児童相談所は、鹿児島市桜ヶ丘六丁目に位置している。児童相談所が一時保護する児童は、虐待や非行など様々な問題を抱えていることから、個別の対応が必要であるが、現在の施設では居室数が少なく対応が難しい状況である。

また、一時保護施設の設備・運営に関する基準に適合しておらず、構造上も死角が多いなど、児童の処遇や防災上の管理に問題があることから改築するものである。

今回、基本設計業務を委託するに当たり、柔軟かつ高度な発想力や設計力及び豊富な経験を有する設計者をプロポーザル方式により選定することを目的とする。

4 設計対象施設の概要

(1) 設置場所：鹿児島市桜ヶ丘六丁目 地内

(2) 敷地面積：約10,000㎡

(3) 延べ面積：約1,200㎡

ア 一時保護所 約1,200㎡

イ その他外構等

(4) 構造等：鉄筋コンクリート造平屋建

(5) 地区地域：都市計画区域内（第一種中高層住居専用地域：建ぺい率60%，容積率200%）

5 参加資格要件

参加者の参加資格要件は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) プロポーザル参加申込書の提出期限の日（以下、「参加申込書提出期限日」という。）現在、鹿児島県内に本店を有する者であること。

(2) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(3) 鹿児島県の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者登録を受けている者であること。ただし、設計共同企業体は対象としない。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 参加申込書提出期限日から最優秀提案者決定の日までの間において、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(6) 参加申込書提出期限日現在、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士3名以上、かつ一級建築士又は二級建築士4名以上有する者であること。

(7) 参加申込書提出期限日現在、鹿児島県土木部建築課発注の建築設計業務を2件以上受託している者でないこと。

6 参加手続きの方法



(1) 参加手続き等説明書の配布

- ア 配布方法 鹿児島県土木部建築課営繕室営繕企画係へ問い合わせること。  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL:099-286-3715 FAX:099-286-5635  
Mail:chouken@pref.kagoshima.lg.jp
- イ 配布期間 令和6年4月17日(水)～令和6年5月2日(木)  
ただし、令和6年5月2日(木)は午後4時00分まで

(2) 提出書類

参加を希望する者は、参加申込書(別紙第1号様式)を提出すること。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出方法 (1)アにメール(持参又は郵送も可)にて提出する。  
メール提出の際は開封確認機能を設定すること。設定できない場合は、メール送信後、(1)アへ電話にて確認すること。  
なお、メール提出の扱いについては、本要領中、以下同様とする。
- ウ 受付期間 令和6年4月18日(木)～令和6年5月2日(木)  
ただし、持参又は郵送の場合は、土日祝日を除く。
- エ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、令和6年5月2日(木)は午後4時00分まで

7 現地説明会

- (1) 現地説明会を、令和6年4月23日(火)に実施する。(雨天決行)
- (2) 参加希望者は第2号様式により、令和6年4月19日(金)午前11時00分までに、6(1)アにメールにて提出すること。
- (3) 参加希望者には、令和6年4月22日(月)午後4時00分までに時間及び集合場所をメールで連絡する。
- (4) 現地説明会以外における敷地内の現地確認はしてはならない。

8 質疑

- (1) 質疑がある場合は、質疑応答書(別紙第3-1号様式)を提出すること。
- ア 提出方法 6(1)アにメール(持参又は郵送も可)にて提出する。
- イ 提出期限 令和6年4月25日(木)午後4時00分まで
- (2) 質疑に対する回答  
令和6年5月2日(木)午前11時00分までに、質疑応答書(別紙第3-2号様式)により、参加者全員にメールで回答する。

9 技術提案書の提出

- (1) 技術提案書の提出物の内容  
提出物の内容は「中央児童相談所一時保護所改築基本設計技術提案書等作成要領」による。
- (2) 提出期限 令和6年5月17日(金)午後4時00分まで
- (3) 提出方法 6(1)アへ、持参又は郵送(必着)とする。

10 失格条件

- (1) 技術提案書の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 審査結果に影響を与えるような工作(審査委員に対する依頼など)を行ったことが明らかなもの。

11 審査及び評価の方法

(1) 審査会

審査は、別に定める「中央児童相談所一時保護所改築基本設計プロポーザル設計審査会要領」により設置された審査会が実施する。



(2) 審査

審査及び評価の方法は、別に定める「中央児童相談所一時保護所改築基本設計プロポーザル評価要領」により行う。

12 経費負担

提出物等の作成経費など、参加に要する経費は参加者負担とする。

13 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、参加者全員に文書で通知する。
- (2) 審査結果の電話等による問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果の通知予定等
  - ・ 審査結果の通知 令和6年6月上旬
  - ・ 設計業務の契約 令和6年6月中旬

14 設計業務の委託

鹿児島県は、審査会での審査結果を基に、原則として最優秀提案者と中央児童相談所一時保護所改築基本設計業務委託契約の交渉を行うものとする。

なお、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、優秀提案者（次点）と契約の交渉を行うものとする。

本業務委託の設計委託料は、本県が定める予定価格以内の額とし、契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約とする。

また、設計工期は、原則として、契約締結日の翌日から令和6年12月13日（金）までとする。

15 著作権

技術提案書の著作権は、参加者に帰属するが、県は提出された全ての技術提案書の内容について利用することができるものとする。

16 実施上のその他留意事項

- (1) 提出物については、返却しない。
- (2) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (3) 本プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「計画の具体的な内容等」を選定するものではない。
- (4) 審査結果の通知後、本プロポーザルの参加者全員に、最優秀提案者と優秀提案者の技術提案書を電子閲覧（データの提供）することとしている。
- (5) 設計においては、立地条件、設計条件等に応じ提案されたアイデアを活かしつつ、県と協議しながら作成することとなり、設計業務の実施過程における協議等において計画条件等が変更されることがある。
- (6) 基本設計中、発注者において設計レビューを実施する予定である。また、施設管理者等との協議の際、資料作成や説明など必要に応じて対応を依頼する。
- (7) 中央児童相談所や他の児童相談所等へのヒヤリングや現地確認をしてはならない。
- (8) 設計においては、設計委託内容書で求める成果品の他、以下の資料をBIMデータを活用して作成する必要がある。
  - ・ 3次元による建物外観及び内観（一部） ※作成時期は基本設計段階の後半
  - ・ 工事受注者への引継ぎ資料（モデリング・入力ルール）
- (9) 設計対象建物は、ZEB Ready基準に適合させる必要がある。
- (10) 令和6年11月末までに概算工事費を算出する必要がある。
- (11) 算出された工事費が予算額を超えた場合、設計内容（基本・実施設計）の見直しを行うこと。
- (12) 基本設計期間中に、福祉の専門家へ設計内容に対する意見聴取を行う。（3回程度）
- (13) 計画建物の定員は20名である。必要所要室・面積については、「中央児童相談所一時保護所改築基本設計技術提案書等作成要領」の5(5)に記載の資料を参考にすること。

